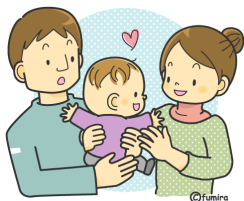


長崎市産後ケア事業(ショートステイ・デイケア)の利用について



心身ともに不安定になりやすい出産後 3 か月までの産婦の方及び乳児が出産後も安心して子育てができるよう、心身のケアや育児指導を行います。

種別	利用内容	利用対象者 (①～③すべてに該当すること)	利用回数	利用形態	利用者負担額 (食費含まず)
ショートステイ	<ul style="list-style-type: none"> 産婦の母体管理や生活面の相談 乳房管理 沐浴、授乳等の育児指導や相談 乳児の世話、発育・発達等のチェック その他必要な保健指導や情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ① 長崎市に住所を有するかた ② 母親に心身の不調や強い育児不安があり、産科医療機関等での宿泊を伴う保健指導が必要なかた ③ 出産した施設等を退院後 7日以内の母子 	2泊3日 までを単位として 1回まで	母子利用 (1泊2日)	4,000円
				母子利用 (2泊目以降の利用)	3,000円
				母のみ (1泊2日)	3,100円
				母のみ (2泊目以降の利用)	2,500円
デイケア		<ul style="list-style-type: none"> ① 長崎市に住所を有するかた ② 母親に産後特有の心身の不調や強い育児不安があるかた ③ 出産後 3 か月までの母子 	2回まで	半日 (4時間以内)	1,300円

※利用対象者の②については、エンジンバラ産後うつ質問票により判断させていただきます。

※医療行為の必要な方は対象としません。

※利用者負担額及び食事代は、直接利用施設にお支払いください。(食事代は自己負担)

※市県民税非課税世帯の自己負担額は無料。生計中心者の市県民税課税証明書の提出をして下さい。
(利用日に、利用施設に提出)

※生活保護世帯の自己負担額は無料。長崎市生活保護診療依頼証(受給証)の写しを提出して下さい。(利用日に、利用施設に提出)

※サービス回数等の希望がある場合は、個別にこども健康課にご相談ください。

※施設の入所状況等により利用を制限させていただく場合がありますので、ご了承ください。



裏面へ続く

【利用申し込みのしかた】

- ① 利用を希望する産科医療機関又は助産院（利用施設）へ電話で連絡をし、日程調整を行ってください。
- ② 日程調整後、ショートステイは利用日の前日までに、デイケアは利用日の3日前までにこども健康課に「長崎市産前産後支援事業（産後ケア）利用申込書」を提出してください。
- ③ 生活保護世帯は、「長崎市生活保護診療依頼証（受給証）」の写しを、市県民税非課税世帯は、生計中心者の「市県民税課税証明書」を、利用施設へ利用日に提出してください。（提出しなかった場合は、利用者負担額の支払いが必要です。）
- ④ 利用日を変更する場合は、利用施設と日程調整してください。利用を取りやめる場合は、こども健康課へ必ず届出を行ってください。（参考様式を添付していますので、ご利用ください。）

【個人情報の保護】

産後ケアを実施する医療機関等には、守秘義務が課されていますので、ご安心ください。



問い合わせ先

長崎市 こども健康課

〒850-8685

長崎市桜町6番3号

電話 095-829-1255